

[事案 2020-229] 災害通院給付金等支払請求

・令和3年4月6日 裁定終了

<事案の概要>

通院期間のうち、約款上の支払限度日数を超えた分の災害通院給付金が支払われなかったこと等を不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

左足首骨折で通院したため、平成23年8月に契約した医療保険にもとづき、災害通院給付金を請求したところ、実際の通院日数ではなく、約款上の支払限度日数分のみの給付金が支払われた。しかし、以下等の理由により、実通院日数に応じた災害通院給付金を支払ってほしい（請求①）。また、職業変更により特定損傷給付金が減額されたが、減額された金額相当分の給付金を支払ってほしい（請求②）。

(1) 請求①について、保険会社のコールセンターに災害通院給付金について問い合わせたところ、担当者から「病院に行かれた日の日数分です。」と説明され、支払限度の説明をされていない。

(2) 請求②について、骨折は勤務時間中の受傷ではなく、また、職業変更による給付金の減額払いの定めは、憲法上保障された職業選択の自由を侵害している。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1) 請求①について、約款で通院の支払限度日数を定めており、また、担当者の説明やパンフレットの記載内容は不法行為を構成するようなものではなく、万一、誤説明等があっても、附合契約である保険契約の内容が修正されることはない。さらに、治療要否および内容は医師の医学的判断によりなされるもので、担当者の説明等によって左右されるものではない。加えて、申立人は医師（通院）による治療の効果を得ており、損害は生じていない。

(2) 請求②について、約款で、職業変更があった場合の特約給付金支払額の削減について定められており、申立人の職業選択の自由を侵害するような行為はしていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、担当者が通院の支払限度日数の説明をしなかったことによる、支払限度を超えた日数分の災害通院給付金の支払いは認められず、また、特約給付金支払額の削減に関する規定が職業選択の自由を侵害しているとも認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。